

# 消防法

## 【1】消火設備

消防法施行令第10条、13条では、駐車するすべての車両が同時に屋外へ出る事が出来る構造の階を除き、駐車のために供する部分（車路含む）の床面積が地階または2階以上の階にあっては200m<sup>2</sup>以上、1階にあっては500m<sup>2</sup>以上、屋上部分にあっては300m<sup>2</sup>以上のものは水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は、粉末消火設備のいずれかを設備しなければならない。さらに上記外のものでも延べ面積150m<sup>2</sup>以上のものは（地階無窓階又は3階以上にあっては50m<sup>2</sup>）簡易消火設備を備えなければならない。

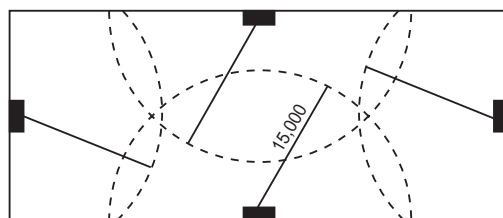
尚、機械式等による場合は、収容台数10台以上のものについては上記と同様の設備を必要とする。

	屋 外		屋 内	
機械式 駐車設備	収容台数 9台まで	設備なし	収容台数 9台まで	設備なし
	収容台数 10台以上	移動式粉末消火 （半径15m以内に 1ヶ所設置）	収容台数 10台以上	固定式消火設備

行政管轄によって指導が異なる場合がありますので、御確認ください。

### < 設置基準例 >

移動式粉末消火設備はすべての防護対象物について、その対象物の各部分からホース接続口までの水平距離が15m以下となるように設置しなければなりません。  
（消防法施行令第18条第1項第2号）



（単位：mm）

■ 移動式粉末消火設備